

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。 〕

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく
経済産業省関係省令及び経済産業省告示の改正について

下記のとおり、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省関係省令及び経済産業省告示の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく経済産業省関係省令、及び経済産業省告示の改正について

2. 指定製品の目標値、目標年度

製品区分	環境影響度の目標値	目標年度
ビル用マルチエアコンディショナー（分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のものうち、室内機ごとに空気温度又は湿度を調整することができるもの。）のうち、下記以外のもの。 ①既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの ②冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの ③外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの ④水を熱源とする構造のもの ⑤冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの	750 （※出荷台数と環境影響度の加重平均により算出した値が本目標値以下でなければならない。なお、環境影響度は GWP 告示に定める。）	2025

3. 趣旨及び目的

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 12 条に基づき、経済産業大臣は、同法政令に定められた指定製品ごとに、使用フロン類の環境影響度（オゾン層破壊効果、地球温暖化効果）の低減に関し指定製品の製造者等の判断の基準（以下、「指定製品判断基準」という。）となるべき事項及び、第 14 条に基づき指定製品の製造業者等が表示すべき事項を定め、公表することとなっている。

今般、既に指定製品であるエアコンディショナーのうちビル用マルチエアコンディショナーの一部について、指定製品判断基準となるべき事項等を定めることとした。これに応じ、経済産業大臣による勧告の対象となる製造業者等に該当する要件を修正するため、経済産業省関係省令を改正し、また、指定製品判断基準及び、表示すべき事項等を経済産業省告示において定める。本改正により、指定製品の環境影響度低減に向けたイノベーションを加速し、指定製品に係る使用フロン類についてノンフロン・低 GWP 製品への転換及び普及を推進し、フロン類使用合理化（使用抑制）の推進を図る。

4. 公布予定 令和3年9月

5. 施行予定 令和4年3月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL 03-3501-4724

FAX 03-3501-6604

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後